

## 請負契約書(案)

1. 請負業務名 令和8年度一般廃棄物運搬処理業務

2. 契約期間  
自 令和8年 4月 1日  
至 令和9年 3月 31日

3. 請負金額  
金 円  
(うち消費税及び地方消費税額 金 円)  
(1ヶ月当たり 金 円)

4. 契約保証金 免除

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく上記の業務について、発注者 分任支出負担行為担当官 関東森林管理局埼玉森林管理事務所長 安嶋 博志(以下「甲」という)と、受注者(以下「乙」という)とは下記条項により契約を締結し、その証として本書2通を作成し双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年 4月 1日

発注者(甲)住所 埼玉県秩父市大野原491-1  
氏名 分任支出負担行為担当官  
関東森林管理局  
埼玉森林管理事務所長 安嶋 博志

受注者(乙)住所

氏名

## 条 項

### (業務内容)

第1条 乙は、別添「作業仕様書」のとおり、甲の指定するごみ集積所から一般廃棄物を秩父市近隣の指定清掃工場へ運搬し処分するものとする。

### (作業実施日)

第2条 乙は、契約期間中週1回、原則金曜日に集積された一般廃棄物の全量を処分するものとする。

その日が国民の祝日にあたる場合は、その前日とする。

### (作業実施の確認)

第3条 作業を実施するときは「一般廃棄物収集日報」に記入し、作業が終了したときは、埼玉森林管理事務所職員による確認を受けるものとする。

2 前項の確認に合格しない場合は、乙は、直ちに手直しをして再度確認を受けるものとする。

### (権利・義務の譲渡)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させはならない。

ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

### (作業の中止及び作業内容の変更)

第5条 甲は、必要があるときは作業の中止及び作業内容を変更することができる。この場合、請負金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

### (請負代金の支払)

第6条 乙は、毎月1回、前月分の立会確認に合格した1ヵ月当たりの請負代金の支払いを甲に請求することができる。

2 甲は、適性な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に請負代金の支払いをしなければならない。

3 甲は、自己の責めに帰すべき理由により支払期限を経過して支払遅延となつたときは、期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を、支払遅延利息として乙に支払うものとする。

ただし、支払遅延が天災地変等やむを得ない理由によるときは、当該理由の継続する期間はこれを約定期間に算入せず、また、遅延利息を支払い日数に計算しないものとする。

(甲の解約権)

第7条 甲は、次の各号の一に該当すると認めたときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が契約に定める義務を履行せず、もしくは履行する見込みがないと認めたとき。
- (2) この契約について、乙が契約上の義務違反及び不正行為をしたと認めたとき。
- (3) 正当な理由がなく、乙が契約解除を申し出たとき。

(乙の解約権)

第8条 乙は、次の各号の一に該当すると認めたときは、契約を解除することができる。

- (1) 甲が、第5条の規定により契約を変更又は中止したため、請負金額が頭書金額の3分の1以下に減少したとき。
- (2) 甲が、この契約に違反し、その違反によって作業を継続することが不可能となったとき。

(違約金)

第9条 次の各号の一に該当する場合においては、甲は乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

- (1) 第7条の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 甲は、第7条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

(解約時の支払)

第10条 この契約を解除した場合、甲が認めた既済部分に対しては、その請負代金を甲は乙に支払うものとする。

(債権・債務の相殺)

第11条 この契約により、乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、請負代金と相殺することができる。この場合において、乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金

額を超過するときは、乙は、その不足額について甲の指示するところにより、これを納入しなければならない。

(契約外の事項)

第12条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決)

第13条 この契約に関して紛争を生じたときは、甲、乙協議して定める第三者の調停により解決するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第14条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第15条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項

又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行つたとき。

(4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならぬ。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

#### (附則事項)

第6条に定める請負代金の支払いについては、請負代金の請求に基づき、埼玉森林管理事務所及び埼玉森林管理事務所庁舎へ入居する自衛隊埼玉地方協力本部の間で別途定める費用負担割合により、各々が支払うこととする。

なお、上記に基づく請求方法については、別途、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

#### (特約事項)

別紙特約条項のとおり

## 別紙特約条項

### 暴力団排除に関する特約条項

#### (属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### (行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

#### (表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

- 第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除せらるるにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除せらるるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

- 第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。